

苫小牧工業高等専門学校いじめ対策委員会規程

規則第114号

制 定 令和2年6月30日

一部改正 令和3年3月26日

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和2年4月30日。以下「ポリシー」という。）第8第1項及び苫小牧工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（令和2年6月30日制定。以下「基本計画」という。）第6に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校のいじめ対策体制に関する事項
- 二 基本計画及びマニュアル等の整備に関する事項
- 三 いじめ防止等に係る教育に関する事項
- 四 いじめの未然防止に関する事項
- 五 いじめの早期発見及び事案対処に関する事項
- 六 いじめ防止に向けた取組に係る検証・評価に関する事項
- 七 その他いじめ対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 創造工学科長
 - 三 副校長（学生主事）
 - 四 副校長（教務主事）
 - 五 副校長（寮務主事）
 - 六 副校長（専攻科長）
 - 七 学生相談室長
 - 八 事務部長
 - 九 各課長
 - 十 その他校長が指名した者
- 2 前項の委員の他、必要に応じて次の各号に掲げる者を委員として加えることができる。
- 一 担任のうち校長が指名した者
 - 二 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、副校長（学生主事）がその職務を代行する。

(事案発生時の対応)

第6条 委員会は、いじめの発見、又は相談を受けたとの報告があった場合、当該学生に係るいじめの事実の確認を行う。

- 2 委員長は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発防止等のため、委員の中から責任者を指名し、責任者が選出した複数の教職員による「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」は、いじめ事案の対応結果を随時、委員会及び校長に報告する。
- 4 校長は、いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合（以下「重大事態」）には、いじめ重大事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 5 いじめ対応チーム及び対策本部における対処は、別に定める「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従うものとする。

(対策本部の構成員)

第7条 対策本部は、次の各号に掲げる者を本部員として組織する。

- 一 委員会委員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第8条 対策本部に本部長を置き、校長をもって充てる。

- 2 対策本部に副本部長を置き、校長が指名する者をもって充てる。

(学外有識者の参画)

第9条 本部長が必要と認めた場合は、対策本部に学外有識者を参画させることができる。

(秘密保持義務)

第10条 教職員は、この規則に基づく本校のいじめに関する措置などを実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

(委員等の責務)

第11条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

- 2 第9号の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。
- 3 委員会は、委員会で審議された資料及びその他委員会が必要と認める資料を、独立行

政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間を超えた日から、5年間保存するものとする。

(本校他委員会等との連携)

第12条 事実関係の確認、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援、いじめを行った学生に対する指導又はその保護者等に対する助言、いじめを行った学生への懲戒、経過観察及び再発防止については、関係する委員会等と連携しなければならない

(委員会の事務)

第13条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本校のいじめ対策に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月30日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校いじめ防止対策委員会規程（平成26年7月8日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。